

別表（第2条関係）

補助事業名	民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援事業
補助事業の目的	民間スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化に向けた環境改善や、障害者が施設利用する際に同伴する介助者の利用料の減免に係る費用の補助を通じ、障害者が安全・安心に利用できる民間スポーツ施設を増加し、障害者のスポーツ機会の拡大を図る
補助事業の対象となる者	県内に所在する民間スポーツ施設の管理・運営を行う者
補助事業の対象となる経費	① ユニバーサルデザイン化に向けた環境改善に係る設備の購入費や工事費のうち知事が必要と認めるもの ② 障害者が施設利用する際に同伴する介助者の利用料減免相当額のうち知事が必要と認めるもの
補助率	① 2分の1 ② 2分の1
補助金の額	① 1施設につき上限4,000千円（ただし、1,000円未満切捨て） ② 1施設につき上限150千円（ただし、1,000円未満切捨て）
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援事業 補助金所要額調書(別紙1)</p> <p>2 民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援事業 計画書(別紙2)</p> <p>3 その他必要と認める書類</p> <p>(指定期日) 別に定める日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 配分された補助対象経費相互間における少ない方の額の20%以内の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で事業の細部を変更する場合</p> <p>(添付書類) 第3条に準じる</p> <p>(指定期日) 必要の生じた日から20日以内(令和9年3月31日を限度)</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等) 必要があるときは別途通知する</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援事業 補助金精算書(別紙3)</p> <p>2 民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援事業 実績報告書(別紙4)</p> <p>3 その他必要と認める書類</p> <p>(指定期日) 事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和9年4月20日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条 第 1 項	<p>(処分制限期間) 平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間に準ずる</p>